

アメリカにおける自由について (2) — その意識と社会

橋本 富郎

人文社会教室

(1995年8月30日受理)

On Liberty in the United States of America (2) — its Consciousness and Society

Tomiro HASHIMOTO

Department of Humanities and Social Sciences

(Received August 30, 1995)

Alexis de Tocqueville observed in the 1830's that mores were more important than any other factors in supporting democracy among English-Americans in the east part of America, and that the formation of a wide variety of voluntary associations was characteristic of American political and social life. Daniel Boorstin suggested in the 1960's that the American idea and institution of community might help us understand much that was distinctive about American political life and her whole culture. Now the author intends to show, by examining the following several cases of voluntary associations and communities which appeared in the course of American history, how much they contributed to the maintenance of both political democracy and a democratic way of life. The cases are a community of the Pilgrim Fathers and "a City on the Hill" preached by John Winthrop, an intellectual association led by Benjamin Franklin, a political association in the age of The American Revolution, an educational community proposed by Thomas Jefferson, and a local community tentatively named "Bird" in Kansas. (to be continued)

1. 承前

拙論「アメリカにおける自由について(1) — その特質と制度」¹⁾においては、つぎの二点を明らかにした。すなわち：

- (1) 既述したような「大文字の自由」観と「小文字の自由」観との併存のなかに、アメリカ的自由の特質があること。
- (2) そのアメリカ的自由を実現するための制度的保障として、アメリカ合衆国憲法は、政治および社会の全領域において可能な限り多元的な要素を存在させることによって、それらの諸要素間に対立・均衡のダイナミズムを作動させ、その相互抑制のネットワークをもって自由の防波堤たらしめようとしていること。

そこで本論においては、建国当初に意図された自由の制度的保障がじっさいにどのように機能したか、また、その後200年余の社会生活のなかで、アメリカ人はどのような思考と行動でもってみずからの自由を意識し、維持してきたか — これらの問題を検討することとする。

(なお、前出の拙論におけると同様に、本論においても、単にアメリカと称する場合には、すべてアメリカ合衆国を指すことをお断わりしておく。)

2. 習俗・結社・コミュニティ

明治の初期、福沢諭吉は『学問のすすめ』のなかで、「日本にはただ政府ありて、未だ国民あらずと言うも可なり」と書いた。明治維新によって政治構造が根本的に改まり、新しい政治のための機構や制度の創設についてはなんとか

目鼻がつきつつあるけれども、しかし、その器のなかに盛り込まれるべき《国民》の育成にはまだまだ時日を要する、というのである。

さらに論吉は、『文明論之概略』のなかで、国体の定義を下したのち、その国体の情がどこから生じるのか、言い換えれば、国民形成の紐帯とは何か、国民がどのようにして生じるのかを、つぎのように説明する。「此国体の情の起こる由縁を尋るに、…最も有力なる源因と名くべきものは、一種の人民、共に世態の沿革を経て懐古の情を同ふする者、即是なり。」²⁾

ここにいう「共に世態の沿革を経て懐古の情を同じくする」とは、どういうことであるか。一定地域内で長年にわたって生活をともにする人びとは、同一の言語や習慣を共用するうちに、徐々にしかし着実に、彼らに共通のものの見方や考え方を共有するにいたる。これを、常識を身につけるとか、共感をともにするとか、言い換えてもいいであろう。福沢のいう「人民」とは、こうした常識や共感を分かち合う人びとの集まり、すなわちネーションにほかならない。

日本では明治維新後、一方では国民創出のための国内的努力（たとえば国語の完成など）を重ねつつ、他方では国際政治の荒波への対応に追われつつ（たとえば三国干渉など）、やがて一世代の月日が過ぎ去り、日清・日露両戦争の時期にいたって、やっと《日本人》の姿がおぼろげに浮かびあがってくることになる。

ひるがえって、アメリカにおいては事情はどうであったろうか。

独立革命からおおよそ二世代を経た1830年代、アレクシス・ド・トクヴィルはアメリカをつぶさに観察し、そこでは社会生活においても、また政治の領域においても、「デモクラシーの革命の成果が、革命さえなしに達成され」つつある有り様を目撃した。彼はデモクラシーこそ、アメリカへ渡来した種々様々な出自の人びとを結びあわせる紐帯であり、彼らはその紐帯によって《アメリカ人》というネーションになると見た。近代日本における国民形成の紐帯が、常識や共感という多分に情緒的、土着的な性質のものであったのに比べると、アメリカにおける国民形成は、デモクラシーという明瞭に理念的な紐帯をその求心力にしていた、といえるだろう。その点に着目したトクヴィルは、図らずも、アメリカにおける国民誕生の現場証人の役割を演じたといえるだろう。

さて、トクヴィルは『アメリカにおけるデモクラシー』の第2部第9章において、アメリカのデモクラシーを維持する諸要因を分析し、その諸要因を(1)アメリカの自然環境、(2)その法制、(3)その習俗の三つに要約できる³⁾、と結論している。

ヨーロッパでは、これらのうち自然環境と法制が民主的な諸制度の持続におよぼす影響を過度に重視し、反対に習俗を軽視しすぎるのがふつうであるが、これにたいしてトクヴィルは、アメリカにおけるデモクラシーの維持に貢献しているのは、自然環境よりも法制であり、さらに法制よりも習俗である、と断定している。つまり、アメリカ国民をつくりあげているアメリカ的精神がデモクラシーであり、そのデモクラシーを支えるもっとも重要な要因が習俗である⁴⁾、というのである。

トクヴィルのいう習俗とは、彼の言葉を借りていえば、「古人が *mores* という言葉に付した意味においてである。（それは、）心的な諸習性とも呼ぶる固有の意味においてだけではなく、人のもつ種々の観念、世間にある多様な意見、さらには知的な諸習性を形成する観念の総体」⁵⁾ のことであり、彼はこの言葉のなかに、一国民の道徳的、知的な状態全般を含めて理解する。人間が社会状態にもたす知的、道徳的な性向の総体を指しているのである。

トクヴィルはアメリカ東部のイギリス系アメリカ人の経験を念頭におきながら、デモクラシーと習俗との関係をつぎのように力説する。「そこでは、デモクラシーがしだいに慣行、意見、（行動の）形式に浸透していった。それは…、社会生活の細部にまで見られる。…これらすべての習性、意見、信仰こそ、私のいう習俗でなくて何であろう。…合衆国のアメリカ人だけが、すべてのアメリカ大陸の住民のなかでデモクラシーを保ちえたのは、とくに習俗によるのである。…確信をもっていうが、もっとも恵まれた（自然）状況、最良の法制も、習俗に反して政治の基本構造（＝憲法）を守ることはできない。」⁶⁾

「習俗に反して政治の基本構造（＝憲法）を守ることはできない」——この洞察をアメリカ史のなかで確認するためには、1919年の合衆国憲法修正第18条（いわゆる禁酒法）がたどった運命を思いおこせばよいであろう。修正第18条は、1933年の合衆国憲法修正第21条の発効によって廃止され、わずか14年の寿命を終えた。しかも修正第21条は、連邦議会による発議以来、史上最短のスピードで発効したのであった。おおよそ禁酒というような人間の習性にかかわる問題が、単なる一片の条文——たとえそれが憲法の条項であったとしても——によってはどうてい解決されえないことを、禁酒法の不幸な運命は物語っているといわねばならない。⁷⁾

トクヴィルはさらに語を継いで、「もし、アメリカの人びとが法を維持していくうえに、その実地の経験、習性、および意見、一語でいえば習俗がいかに重要であったかを、この著述のなかで読者に感じさせるにいたらなかったら、著者は（自分の設定した）主要な目的を逸したのである」⁹⁾とさえ、断言する。習俗は彼の思想のなかで中心的位置を占め、つまるところ彼のすべての想念がこの習俗に帰してゆくのである。このように、政治機構や政治現象、法源や法の有効性をはじめとして、そのほか一切の人間の事象を、社会の習俗のありようから説明しようとするところに、トクヴィルの真骨頂を見ないわけにはいかない。20世紀の今日の術語でいえば、政治文化論の先駆者としての面目躍如というべきであろう。

『アメリカにおけるデモクラシー』の筆を擱くにあって、トクヴィルはつぎのように書くことを忘れなかった。「民主的な制度と（それにふさわしい）習俗とを徐々に発展させることを、自由でありうる最善の方法としてではなく、唯一の方法として考察する必要はなかるか。…私の目的は、アメリカの例によって、法制、そして、とりわけ習俗が民主的な人民を自由のうちに存続させたという事態を示すにあった。」⁹⁾

これこそ、トクヴィルが同時代と後世の同胞たちのために残そうとした政治的教訓にほかならない。彼はヨーロッパ諸国民の状態と傾向を考察した結果、やがてヨーロッパが、人民による支配を受け入れるか、それとも（ローマ皇帝的な）個人による圧制に喘ぐか、いずれか二者択一を迫られるとの結論に達したのだった。だとすれば、個人による圧制のくびきに唯々諾々とつながれるよりも、むしろ人民による支配、すなわちデモクラシーを勇気をもって選択すべきである。¹⁰⁾

ぜひとも念頭におかなければならない重要な点がある。それは、トクヴィルが諸手を挙げてデモクラシーに万歳三唱を唱えているわけでは決してないということである。われわれはこれを、浩瀚な『アメリカにおけるデモクラシー』の随所に読みとることができる。彼はデモクラシーの欠陥をはっきりと理解していた。しかし、時代の趨勢として拡大進展してゆくデモクラシーを阻止することはもはや不可能である、との認識が彼にはあった。そして、つまるところ完全に平等な状態へと、すなわち諸階層の平等へと進むことが不可避であるのなら、自由の道を通して平等へ至るほうが、独裁者の鞭によって平等へ落としめられるよりもはるかに望ましいにちがいない。民主化を不可避の趨勢と断ずる彼は、アメリカのなかに「アメリカ以上のもの」、すなわちデモクラシー自体のイメージを求め、デモクラシーの本性を知ろうと努めた。その観察と考察の成果として、民主化を甘受しなければならないとしても、せめて自由だけは失いたくないと決意し、その方途を教示すべく大著の執筆にとりかかったのである。まことに自由の保持こそ、彼のパトスであった。

では、トクヴィルがそれほど関心と熱意を集中して保持せんとした自由は、現にアメリカにおいていかにして保持されてきたか。そして前述した習俗は、自由を保持するうえでどのような役割を演じているのだろうか。

トクヴィルは、アメリカ人の社会生活にかんする習俗を集約的に表現するものとして、彼らが結成する自発的団体 (voluntary association) に注目した。アメリカ人の顕著な特徴として、彼らは自発的団体をとおして考え、行動することによって社会生活を送り、それによって社会生活の組織化を図っている。そして何よりも、この自発的団体に即して生きる生き方こそが、アメリカにおける自由を維持する砦になっている、と彼は見たのである。

アメリカ人が社会生活において結社 (public association) を利用する有り様を、トクヴィルは1830年代前半にこう描写している。「アメリカ人はその年齢・階層・思想の如何を問わず、絶えず団体 (association) をつくる。通商の会社や産業の会社に誰もが属しているばかりでなく、これと異なる種類のものがなお無数に存在する。宗教的結社や道徳向上のための結社があり、真面目なものもふざけたものも、きわめて一般的なものもごく特殊なものも、そして巨大なものもあれば、また微小なものもある。祭典の挙行、神学校の設立、旅館の経営、教会の建立、書籍の販売、遠隔地への伝道師派遣、こうした目的でアメリカ人は結社をつくる。病院や刑務所、学校もまた同じようにしてつくられる。それどころか、何かの真理を顕彰するとか、偉大な模範によってある感情を世間に広めるとかいう場合にも、彼らは結社をつくる。新しい事業の先頭に立つのは、フランスならば政府であり、イギリスならば大領主であるが、合衆国でそうした位置に見られるのはつねに結社であると考えてよい。私はアメリカで、正直なところ、それまで思ってもみたことのない類いの結社に出会った。合衆国の住民が巧みな技術を駆使して、多数の人びとの活動に共通の目標を付与し、しかもそれが、その人びとを自発的にその目標に邁進させることになっているのに、しばしば賛嘆した。…アメリカ人がどんな些細な事業にも結社をつくるのに対して、イギリス人はそんなことはしないが、しばしば単独で巨大な事業を遂行することがある。後者が結社をもって行動のための有力な一手段と考えていることは明らかであ

る。ところが、前者はそれに、行動を起こすための唯一の手段を見出しているように思われる。したがって、地上でもっとも民主的な国（アメリカを指す——筆者注）とは、人びとが力を合わせてその共通に望む目標を追求する術に今日もっとも長じており、この新しい知識をもっとも多くの対象に適用している人民全体の国なのである。]¹¹¹

ここで、邦訳の用語に注意する必要がある。なぜなら、ふつう《結社》という言葉を知ると、日本人はややもすれば、過激な政治的主張を掲げて暴力行動に走る集団（たとえば、《ク・クラックス・克蘭》や《ブラック・パンサー》などがそれである。）とか、あるいは、排他的な掟を絆とする秘密結社（たとえば、《自由の息子たち》や《タマニー》などがそれである。）とかをイメージする傾向があるからである。

しかしトクヴィルは、結社総数の一細部をなすにすぎない政治的結社（political association）ではなく、社会生活のなかで形成され、その目的が少しも政治的なものでない結社に注目する。「アメリカの知的・道徳的結社ほど注目に値するものはない。…政治的・経済的結社に劣らず、否、おそらくはそれ以上に、アメリカ国民に必要なものと認識すべきである。]¹¹² この社会生活における結社＝自発的団体こそ、人びとに自由の意識を植え付け、社会および政治の双方において自由を保持せしめる役割を果たすものにほかならない。なぜなら、「個々の国民が個人としてしだいに弱体化し、その結果、単独で自由を保持することがますます不可能になっていくとき、一方で、同胞と結合して自由を守る術を知らないとすれば、圧政は平等の進展とともに必然的に増大するであろう」]¹¹³ からである。いかにして人と結び合うかを知ることが、自由を保持するための基本的な知恵となる、というのである。

ごくありふれた日常生活のなかで、ごく普通の人びとが寄り集まってなんらかの結社または団体を結成し、自分たちの力だけで無数の事業を遂行している。もしも政治権力がこうした団体にとって代われば代わるほど、ひとりの市民の力で運営してゆけない事業はすべて行政の管理するところとなるだろう。「政府がすべての場所で結社にとって代わるにいたるとき、民主的な国民の知性と道徳とがさらされる危険は、交易と産業とにおよぶ危険に劣らない。…それゆえ、社会的な活動をするのが政府だけに限られないことが重要である。…有力な個々人にとって代わるべきは結社である。]¹¹⁴

トクヴィルの焦点は、政治的な活動とそれを遂行する政治的な結社とにおかれていない。彼の目は、社会的な活動とそれを遂行する社会的な団体とに向けられている。極言するならば、政治のありようが社会のありようを規定するのではなく、逆に、社会構造と生活様式とが政治制度と政治スタイルとを規定する——この指摘こそ、トクヴィルの真骨頂というべきものであり、筆者は次巻において、この指摘のもつ政治的意味と政治思想史的位置とを、より一般的な文脈のもとに分析する予定である。

さて、時代は下って20世紀の今日、1962年にシカゴ大学で行った講演のなかで、慧眼なアメリカ文明史家ダニエル・ブラスティンはフランス的風景とアメリカ的風景を比較して、両者の間に興味深い社会的対照性を鮮やかに描き出すとともに、アメリカ社会の独自性を浮かび上がらせている。彼は、アメリカ人がフランスを旅行し、あちこちの名所旧跡を巡り歩いていると、やがて奇妙な印象に気づく、という。「アメリカ人は、はてなと思ひ、少し戸惑い、まごつくだろう。というのは、ヨーロッパのほかの場所によく似て、フランスで目に入るものが、[アメリカ人には]なじみのない明瞭さで類別されるからである。わずかな例外はあるにせよ、旧跡や建造物は、官公物か、私物か、いずれかなのである。それらは、個人の富と権力の記念碑であるか、もしくは国家の富と権力の記念碑になっている。…私的な建造物のなかに身を置いていないということは、とりもなおさず、政府がつくり、支援し、管理する施設のなかに身を置いていないということになる。これとは対照的に、アメリカの大都市では、人目を引く公共の建造物や施設の大部分は、まったく違った性格を帯びている。それらは、…私物でもなく、さりとして、政府によって運営されるのでもない。それらは、多くの重要な点で際立ってアメリカ的な、第三の種類に属する。それらには、多くの個性的な特徴があり、独特の精神が宿っている。それらは、旧世界においては私人による寄付として知られていたわけでもなく、また、政府からの賜り物として知られていたわけでもないものの記念碑、つまり、コミュニティの記念碑なのである。それらはコミュニティから生まれ、コミュニティに依存し、コミュニティによって発展させられ、コミュニティに奉仕し、コミュニティとともに興亡する。…散在するコミュニティ施設の事例は、アメリカ独自のものだというわけではない。…しかし、普及している範囲、振るう力、及ぼす影響力、発揮する活力に即していえば、アメリカのコミュニティ施設は、際立ってアメリカ的な現象なのである。]¹¹⁵

ここでもまた、用語に注意する必要がある。ふつう日本でコミュニティといえは、たいていの場合、地縁的な地域社会と解される傾向がある。中央集中から地方分権への移行論や、《ふるさと創生資金》による町おこし・村おこしの流行や、あるいは、高齢化社会における生涯教育の拠点としてのコミュニティ・センターの建設など、身近な地

域社会を見直そうとの機運が高まっている今日では、なおいっそうその傾向が強い。

しかし、ブアスティンがコミュニティという場合、そうした地縁的な意味での地域社会を指すにとどまらない。それだけではなく、トクヴィル流の自発的な結社または団体を指す言葉としてもコミュニティという表現が使われる。たとえば、つぎの引用文では地縁性は問われず、明らかにトクヴィル流の自発的団体の意味でコミュニティという言葉が使われていることが分かるであろう。「《コミュニティ》とは、…もともとは、ニューイングランド・コミュニティとか、ニューヨーク・コミュニティとか、大農園コミュニティとかいうように、近所に住んでいる人達を意味した。しかしそれはまた、共通の性質をもっていると認識しており、かつ、たとえ必ずしもたがいに近くに住んでいなくても、なんらかの形で結び合わされているような集団（たとえば実業界、カトリック教の信徒仲間、黒人社会、ユダヤ人社会、十代の若者の集合体、郊外の地域社会など）をも意味するようになった。ふつう《コミュニティ》と呼ばれている集団は、つぎのような特徴を示す。(1)人びとは、その一員になると、なんらかの共通の利害または関心をもつようになるということを知っている。(2)人びとは、多かれ少なかれ、自由にそのコミュニティに加入したり、脱退したりする。(3)人びとは、多かれ少なかれ、なんらかの共通目的への忠誠心を示す。」¹⁶⁾

さらに、ブアスティンはみずからを、歴史とは国民大衆の経験であると見る歴史家だとしたうえで、つぎのように述べる。「コミュニティの概念はこうとらえることができます。すなわち、コミュニティとは人間性を見出すひとつのやり方だ、ということです。お互いに何を共通にしているか、何を分かち合っているかを発見する方法、というように[コミュニティを]見るのです。コミュニティをこう考えれば、その実現にはさまざまなやり方があることが認められましょう。…共通の書物を読むことによって同じ過去を分かち合うコミュニティ、ジェファソン流に言えば、読書会 (the Republic of Literature) という形でのコミュニティもあります。」¹⁷⁾

「読書会もまたコミュニティである」——この定式から、いかにアメリカ人が多くの自発的集団を形成し、それに即しながら社会生活を営んでいるか、その様子を垣間見ることができよう。ブアスティンにいわせれば、アメリカ人は自己実現のための最良の方法および機会としてコミュニティを形成するのであるし、トクヴィルにいわせれば、政府や権力から個人の自由を守るための防波堤として結社を形成する、ということになる。フランス人トクヴィルは1830年代にアメリカを旅行し、アメリカ人ブアスティンは1960年代にフランスを旅行した。両者の時代ははるか遠く隔たっているし、かつ、両者の観察の対象は逆であった。しかしながら、アメリカにかんする両者の評言は驚くほど似通っている。アメリカ人が国家や政府を中心に統合されているのではなく、コミュニティを中心に統合されていること、コミュニティ中心の社会生活によって自律および自立できる領域が拡大すること、その分だけ自由を保持しえていることなどが、両者の一致する観察結果である。

アメリカ国民の誕生期から、青年期を迎えつつあった19世紀前半を経て、第二次大戦後の世界最大の覇権国となる20世紀後半にいたるまで、一貫してコミュニティは彼らの社会生活の精神的かつ行動的拠点でありつづけた。(反復を恐れずにいえば、いまや自発的集団と呼ぼうと、結社と呼ぼうと、コミュニティと呼ぼうと、実体としては同一のものを指していることは明らかであろう。そして、ブアスティンの言葉、すなわちコミュニティという一語のなかに、地域社会と自発的集団の双方を含めて用いることもできよう。)

それでは以下に、トクヴィルの指摘する「アメリカの結社」や、ブアスティンの指摘する「アメリカのコミュニティ」のいくつかの実例を、アメリカ史のなかで見てみよう。そうすることによって、アメリカ人のコミュニティの観念と実践の歩みをたどることができようからである。

3. アメリカ史における結社とコミュニティの諸相

(1) 荒野への使命——ニューイングランドにおけるコミュニティの建設

1620年11月にコッド岬に到着した巡礼始祖の一行は、上陸に先だってメイフラワー号上で会合を開き、来るべき新しい社会の形成を誓約し、「神の栄光のため、キリスト教の信仰の増進のため、我が国王と祖国の名誉のために、…契約により結合して政治団体をつくり、…」¹⁸⁾と厳粛に記した。

この行為はどのような歴史的意味をもっているのだろうか。ブアスティンはつぎのように指摘する。すなわち、巡礼始祖はまだ政府をもっていなかったが、すでに強力な共通の目的意識で結ばれたコミュニティを形成していた、つまり、巡礼始祖のコミュニティがプリマスの政府に先行した、そしてアメリカ史上の出来事は、この順序で何度も繰り返された、と。この社会契約の観念と実行は、その後のニューイングランドにおける植民地建設において、ひと

つのモデルを提供した。さらにまた、大西洋沿岸部から西方へと移動する集団が、開拓の過程においてみずからをコミュニティに組織してゆくのだが、彼らは、政府の存在しない、したがって裁判権の存在しない無法の土地に向かいつつあるのだということを承知していた。「アメリカでは近代においてさえ、政府が公衆の必要に気を配るより以前に、コミュニティが存在していた。義務の遂行を強制する政治制度が存在する以前から、共通の目的意識と相互の義務感とをわきまえた人びとから成る集団が数多く存在した。」¹⁹⁾

1630年春のある日曜日の朝、イギリスのカウズ港からニューイングランドへ向かう大西洋上のアーベラ号で、ジョン・ウインスロップは、「キリスト者の愛 (charity) の雛型」と題した説教を垂れていた。北アメリカへの移住の目的は、神に仕えるため、邪悪な世界の腐敗から身を守るため、彼らの救済を成就するためである。「この破滅を免れ、子孫を養い育てる唯一の方途、…この事業において、私たちはしっかりと結び合わされて一体とならねばならぬ。同胞愛をもって接し合わねばならぬ。みずから進んで冗物を切り詰め、他人の必要に供さねばならぬ。温和、優しさ、忍耐、寛大のうちに、睦み合わねばならぬ。私たちはたがいに楽しみ、他人の状態をわが物とし、ともに喜び、ともに嘆き、労苦をともにしなければならぬ…」²⁰⁾ この事業にたいする神の加護とその神への彼らの信仰とは、一対をなす厳粛な契約である。双方がおのおのの約束を忠実に履行するなら、それは荒野における模範的な社会＝《丘の上の町》(a City on the Hill) となって結実するであろう。

この説教のなかに現れているのは、近代的な国家もしくは政府の観念ではない。ホイジンガは適切にも、「いまだ中世的、組合的な仕方考えられている最狭義の国家の観念を意味している。なぜなら、アメリカの社会組織を全体として考察すると、脆弱なのは真の国家観念であり、反対に強力なのは社会的、道徳的統一体を形成しようという気持ちであるということが明らかだからである」²¹⁾ と述べて、「メイフラワー誓約」と「キリスト者の愛の雛型」の本質的性格を見きわめている。すなわち、近代的な政治体の創設を目指したものというよりは、むしろ教会組織に範を取ったコミュニティ形成という性格がそれである。

(2) 知的・道徳的結社と実践的活動——ベンジャミン・フランクリンの社会的活動の拠点

フランクリンは『自叙伝』にうかがわれるように、「節儉と勤勉」を旨として得た「財産と教養」を、自発的かつ実践的な社会活動に用いることを忘れなかった。少年時代から公共のために計画をたてるという精神があった彼は、1727年に少数の友人と計らって、知識と経験の交換を通じて相互の人間の向上を目指すクラブをつくり、徒党や秘密結社を意味するジャントー・クラブの名を付した。トクヴィルのいう知的・道徳的結社の典型例をそこに見ることができる。

そのクラブの会則のうち、「会合のたびに答えるために、前もってしておく質問」24項目のなかから、主だったものを抜粋してみよう²²⁾。(1)最近読んだ本で、何か優れたもの、あるいはジャントーに伝えるに適したものに出会ったか。とくに、歴史、道徳、詩、自然科学、旅行、機械技術、またはほかの知識にかんして。(6)同じ町の住人で、最近、称賛と模倣に値する立派なことをした人、あるいは、われわれにたいする警告となり、前轍を踏まずにすむような誤りを犯した人を知っているか。(8)節制、分別、中庸、そのほかの美德により、幸福になった例は。(14)わが国の法律に、議会で修正の動議を出したほうがよいような欠点を、最近認めたか。または、有益な法律で欠けているものを知っているか。(15)最近、人民の正当な特権の侵害を認めたか。(20)いかにしてジャントー、またはその一員が、君の立派な企てを援助できるか。

つづいてフランクリンは、1744年には「アメリカにおけるイギリス植民地のあいだに有用な知識を増進せしめるための提案」に基づいて「アメリカ学術協会」(アメリカ最古の学術協会。今日まで存続している)を、1749年には「ペンシルヴェニアにおける青年の教育にかんする提案」を実現させて、青年教育のためのフィラデルフィア・アカデミー(古典以外を教える最初の大学で、ペンシルヴェニア大学の前身)を、1787年には「奴隷制廃止と不法に拘束されている自由ニグロの救済を推進するペンシルヴェニア協会」を、それぞれ設立した。

さらに彼は、組合制の巡回図書館(のちのフィラデルフィア図書館)、市警察、手弁当の消防組合(ユニオン消防組合)などをつぎつぎと創設したり、市道の舗装と清掃や、市道の照明の改善などの篤志事業を推進したのだった。「もしもある活動が必要とされており、しかもまだ市町村の政府によって実行されていないのなら、その透き間を埋めるためだけでなく、政府を督励したり恥じ入らせたりして、政府みずからの本分を尽くさせるためにも、個人が(自発的に——筆者注)集まってクラブをつくり、その仕事を行うことは申し分なく道理にかなっていると、フランクリンは考えていた。」²³⁾

19世紀の《進め進めの精神》(booster spirit)にあおられるようにして、中西部において多数の都市が雨後の筈の

ように誕生していった。それらの都市では、下水処理、上水道、歩道、公園、港湾施設をはじめとして山積する共通の問題は、最初のうち、個人個人の自発性と善意によって解決が図られた。政府をもたない人たちが、自分と隣人のためにこれらの問題の処理に当たることによって、彼らはひとつのコミュニティであることをみずから証明したのだった。

フランクリンによって据え付けられた定礎、すなわち、市民が自発的に結社やコミュニティを形成し、積極的に社会を組織化してゆくという定式は、その後の歴史の歩みのなかでアメリカの精神として結晶していった。こうした生活様式こそが、最小の政治を可能にし、より小さな単位がより大きな単位にたいして自治を要求しうる根拠を保障しうる。フランクリンの時代より約1世紀のちに、ブライスはアメリカの政治を評して「地方自治は政治の学校である」と書いたものであった。

(3) 政治的結社——秘密クラブから政党へ²⁴⁾

ヨハン・ホイジンガは、アメリカの政党生活の胚胎期を振り返って、その政治組織の原型のなかに働く自発性原理に注目している。ヨーロッパに比べると、アメリカの主要な政党には、自発的な集団形成という情緒的側面が残っている。すなわち、友愛団体的性格または大規模な仲間の集いとといった性格が依然として残っている。そして、さまざまな種類のアメリカの政治結社をまとめて検討してみると、秘密のクラブから政党へと次第に移行してゆく姿を表している、というのである。

ジョン・アダムズの描写を借りて、1763年のボストンでコーカスが活動している光景をのぞいてみよう。コーカスは私的な政治集会であり、クラブ精神に沿った政治組織の原型と目され、アメリカ独立革命期にまでその歴史をさかのぼることができる。「今日聞いたところでは、ボストン連隊の副官であるトム・ドーズの屋根裏部屋で、『コーカス・クラブ』が定期的に集会を開いているという。…屋根裏部屋には移動性の間仕切りがあるから、それを取り払うとクラブ全体が一部屋に集まることできる。彼らは煙草を吸うので、しまいには煙のために屋根裏部屋の一端から他方が見えなくなる。察するところ、そこでフリップを飲み、議長を選び、議長は問題を定期的に投票にかける。そして行政委員、監査役、徴税官、官公署長、消防監査官、代表などが、町で選出される前に定期的に選ばれる。叔父のフェアフィールド、ストーリー、ラドック、(サミュエル)アダムズ、クーパー、そしてその他の粗雑にして無秩序なる塊がその構成員である。委員が商人クラブを表敬訪問し、人選と行動の選択肢を提案する。カニンガム大尉の言葉によれば、彼らはこうしたコーカスへ出席するようにとしばしば懇請し、出席すれば事業の利益になるということである。」さまざまな役職が町の選挙で選ばれる以前に、このような秘密かつ私的な結社の一存であらかじめ決められるという形で、その結社が町の政治を指導する有り様が明瞭に描かれている。

その結社による指導が公的に承認され、公的な性格をもつようになると、結社は委員会となる。そして、この委員会の原理と運営は、イギリスにたいする抵抗の機運を結び合わせる通信連絡のための委員会となって、アメリカ革命の開始から合衆国憲法の制定にいたるまで、アメリカ政治史の展開においてきわめて重要な役割を果たした。とりわけ、サミュエル・アダムズによって1772年にボストンで組織された《通信連絡委員会》は、その草分けであった。それは集会の設営、近隣の町の委員会との協議、政治問題の報道、公共感情の創出など、マサチューセッツ州内での革命の有効な道具として機能した。1773年までに、マサチューセッツでは80以上の地域社会で類似の委員会が活動していたし、ヴァージニアではトマス・ジェファソンらの尽力によって、植民地間の連絡組織としての通信連絡委員会が設立されていた。

(4) 教育のコミュニティ——トマス・ジェファソンの学区(Hundred)構想

1787年の暮れ、ジェファソンはパリからジェイムズ・マディソンに宛ててつぎのように書き送っている。「人民こそ、政治の機関(engine)としてもっとも確実な、もっとも正当なものであります。人民大衆を教育し、知識を得しめよ。…彼らこそ、われわれの自由の維持のための唯一の確かな拠りどころであります。」²⁵⁾ 人民への信頼は、ジェファソンの終生変わらぬ信念であった。その信念を実行に移すために、1781年から82年にかけて執筆した『ヴァージニア覚え書』のなかで、早くも段階的教育制度の創設を提唱している。それがヴァージニア州における《学区》(ハンドレッド)構想である。

人民大衆こそ政治を安心して託しうる唯一の受託者なのであるから、知識を彼らの間にいっそう広く普及させることによって、彼らをして自分自身の自由の信頼しうる保護者たらしめる——このことを目的とする法制改革案において、ジェファソンは大略つぎのように述べている。「州内をすべて5ないし6マイル平方の小さな学区に区分して、

読み書き算数を教える初等学校を学区ごとに設置する。教員は学区の負担とし、その学区内の住人は誰でも、その子弟を3年間は無償で、その後は有償で希望年限だけ通学させることができる。…貧しい生徒のなから、公費によって成績一番の生徒を中学校へ進学させる（中学校は州内に20校建設する。）一年後に選ばれた優等生20名には、公費で6年間の中学課程を履修させる。さらに、そのうち最優秀な10名はウィリアム・アンド・メアリ大学に送られて、各自が自由に選択する学問をさらに3年間学ぶ。…第一段階たる各学区の初等学校では、読み書き算数、歴史、道徳が、…第二段階たる中学校ではギリシア語、ラテン語、地理、高等算数がそれぞれ教えらる。第三の最終段階たる大学では、えり抜きの学生が無料で学問する。』²⁶⁾

この意図が達成されれば、必ずや人民は自治の祝福に目覚め、市民精神を身につけるだろう、とジェファソンは期待した。彼は「多数者の意思をして支配せしめよ」をみずからの主義とし、再三にわたってフランス革命に賛辞を呈したけれども²⁷⁾、しかし同時に、革命の輝きに眩惑されるあまり人間性の暗い面を見落とすというような愚は犯さなかった。彼は容赦なく、フランス革命の一側面を暴く。「ヨーロッパの都市の最下層民に政治のコントロールや自由をもたせれば、ただちに公私のものすべてを破壊するであろう危険がある。造反を遂行するために使われた道具であった都市の暴徒が、無知と貧困と悪徳のため低級な造反ぶりをやったので、暴徒たちをとり押さえて、彼らに合理的な行動をとらせることができなかつた。』²⁸⁾

この事実を看破していたジェファソンであつてみれば、無知と貧困の克服に意を用いぬはずがない。彼は、人民に知識と常識を授けることによって、彼らをアメリカの自由の支柱にしようとした。まさに《学区》制度の導入は、無知を啓蒙せんとするジェファソンの“十字軍”であつた。

今日でもアメリカの初等・中等教育は、行政単位とは別の学区 (school district) 単位で行われており、自治的な性格を色濃く宿している。究極的には、学校単位でおのおの独自の教育方針を採用するだけの裁量権をもっている。いわゆる“Each school, each system”のモットーがそれである。ヨーロッパとアメリカを比較して、ブラスティンはいふ。「パリやローマでは、[公立学校教育] 全国的統一政府を本部として中央からの指令によって運営されている。かつてフランスの教育相は、日中のいつ何時であれ時計に目をやると、その時刻に国じゅうの全教室で何が教えられているかを正確に言い当てることができると、自慢げに吹聴したものだ。…アメリカでは、公立学校教育の指導は市町村のコミュニティの手中に委ねられている。』²⁹⁾

ある日本人の英米法学者は、マサチューセッツ州ケンブリッジにある小学校のPTA集会において、年度末の余剰金の使途について、学区内在住の優秀な高校卒業生に大学進学奨学金を支給するという原案が可決される模様を報告している。「小学校のPTAが高校卒業生に奨学金を出すという発想は、コミュニティの子供だという意識が一般化していなければ、なかなか出てこないのではないのでしょうか。…教育は、まず親の責任であり、そしてコミュニティの責任であるということが、アメリカの教育の基本的な発想だと言われておりますが、こういうところに、はしなくも現れているのです」³⁰⁾と感想を記している。ジェファソンの教育理念によって据え付けられた定礎が、いまもこうした形で、アメリカの初等・中等教育の仕組みのなかに脈々と生きつづけていると考えられる。

(5) ローカル・コミュニティの生活と意見 — アメリカの小さな町《バード》

1980年代の後半、イギリスの作家トニー・パーカーはアメリカのど真ん中、カンザス州のとある町（仮名を《バード》と称する。）に住み込んで、地元の人たちの暮らしぶりと考え方について詳細に聞き取りをした。いわゆる大草原の真っ只中に位置する、人口2千人あまりの典型的なコミュニティである。

アメリカの地方自治の特色は、州におけるよりも、市町村などのコミュニティにおいて一層はっきりと現れてくる。地方の事柄については地方の団体に委ねる、しかも、より小さな単位の団体に委ねるという傾向がそれである。なぜなら、市町村の成り立ちに深い関係があるからである。市町村のコミュニティは行政機構の末端組織ではない。それらはいくまでも、人びとが自発的に集まって共通の問題をみずから処理するために法人をつくり、それぞれの好みに応じてcityまたはtownまたはvillageと名づけたものだ、という歴史的な経緯がある³¹⁾。(逆にいうと、いまだ市町村として法人化していない土地が存在するわけである。ただし、そのような土地であっても、行政機構としての郡countyには必ず属している。)したがって、まず市町村は郡や州にたいして、できるだけ独自の立場を貫こうとするのである。ついで、いわばその延長線上で、郡は州にたいして、州は連邦にたいして自治を要求することになる。

《バード》の町政担当官 (town manager) は、住民の法意識についてこう語る。「最近、シート・ベルトを着用すべしとの法律がカンザス州議会を通過した。…ここの人たちが示した反応ときたら、並はずれて奇妙なんだ。まず地元の警官がこういう。たとえそれが法律でも、一年目は何もするつもりはない、違反者に法律を守れとだけ伝える、

もしそれでもまた違反した場合には、大ハンマーをもちだして、10ドルの罰金を食らわせてやる、とね。…安全の面からいけばなかなかいい法律だと思う、なんていおうものなら、ここの人たちがなんというか見当がつくかい？…こういったよ。『なるほどそれは転ばぬ先の杖かもしれんし、そうでないかもしれん。しかしそれは自分で決めるよ。何がおれのためになって、何がおれのためにならないかを教えてもらうために、あの間抜け野郎たちを(州の)議事堂へ送ってるわけじゃないんだ』³²⁾ 《バード》の住民の目には、シート・ベルトの着用を強制する州法は、個人およびコミュニティの自由にたいする州の干渉と映じる、というわけである。

こうして、自分たちより大きな単位から独立でありたいと望むなら、そのためには、コミュニティの運営に必要な仕事に各人が携わらねばならない。専門家ではなく、ごく普通の人がいろいろな役割を果たしている。いわゆる素人の生き方、アマチュアリズムがそこにある。《バード》の保安官が語るところによると、最高15人までの保安官代理がいるのだが、「志願制の保安官代理を置くのは、コミュニティの人間全員を法の執行にかかわらせるというのが根本方針だからだ。法の執行が彼らの日常生活の一部だってことを、体で感じさせるんだ」³³⁾ ということになる。こうした考え方の背景があって初めて、現在は美容師に転じている身長わずか5フィート1インチ、体重100ポンドそこそこの女性が、選ばれて保安官代理に就任する運びとなるのであろう。

《バード》では、普通の人びとが委員会や団体やクラブを組織する。じっさい、農場経営者、商店主、主婦、サラリーマン、退職者を問わず、かなりの部分がコミュニティの住宅委員会、図書館委員会、学校委員会などのメンバーになっている。若者たちは青年クラブをつくっている。女性たちはソロリティという友愛クラブを結成して、慈善活動や親交を深めている。彼らは決して背伸びすることなく、自分にできる範囲内でそれぞれ活動している。団体や結社という言葉で呼ぶにせよ、それは決して気負って事に当たるような態度ではない。それはせいぜいのところ、「まあひとつみんなして、ない知恵でも出し合おうかね。素人ばかりで手際よく事を運べないかもしれないが、力を合わせてなんとか自分たちの手でやってみようよ」という気軽な呼びかけに応じて集まれば、共通の問題を処理してゆく自然体のやり方である。子どもの遊びで「…する者よつといで」というときの、あの〈この指とまれ〉の精神と行動様式に似ている。そして、この精神と行動様式こそ、アメリカのコミュニティを育てた母乳だといえるのではないか。

《バード》の保安官、郡検事、判事といった官職が、4年ごとに住民の選挙によって選出される場所にも、自治の原理が生きている。早くも1787年12月、ジェファソンはジェイムズ・マディソンに宛てて、当時各州において審議中であった連邦憲法案にたいして異論を唱える手紙を出し、「私の嫌う、強く嫌う第二の点は、あらゆる官職における任期の交替循環の主義 (rotation of offices) が放棄されたこと…」³⁴⁾ と述べている。これ以後もアメリカ史をつうじて、①できるかぎり多くの官職を民選とすること、②官職の任期を短くして、人民による選挙の回数を増やすこと——この二点が、アメリカのデモクラシーを支える基本原則として強く主張されてきた。そのことは、投票用紙の寸法の巨大さと頻繁な選挙とに現在も表れている。

1995年4月22日の毎日新聞は、つぎのように報じている。「米アラスカ州アンカレジ市で18日に行われた教育委員選挙で、18歳の現役女子高校生が現職の候補を破って当選した。同市の教育委員は18歳以上と規定されているが、同市教育局によると、女子高生の教育委員当選は全米でも初めてではないかという。当選したのは、市立ダイヤモンド高校4年生(日本の高校3年生に相当)のケリー・ヘニーさん。選挙戦では、生徒の立場から見た教育問題を取り上げ、改革を訴えた。20日朝、通常どおり登校をしたヘニーさんは、級友たちから祝福を受けた。同市教委ではここ数年、内部対立が激化してスキャンダルに発展していた。市民が、新鮮で中立的な立場のヘニーさんを選んだようだ。」ここに見られるのは、徹底したアマチュアリズムである。「何事にも初めがある」とばかりに、未経験を恐れぬ実験精神——そこに地方自治の魅力と飛躍があるのではないだろうか。

《バード》を含めた郡の判事にも、法律の素人が選ばれている。精神障害児の仕事をしていた30歳代の女性が、地方紙の判事募集広告に応募して、判事に任命される。そのあとで彼女は、9カ月間の教育課程履修、そして資格試験合格を経て、はじめて事件を担当する。このように、コミュニティの住民から人間性と良識を認められさえすれば、前巻で言及した陪審裁判の制度とあいまって、素人の司法参加が実現する仕組みになっているのである。

これまで、アメリカ史のなかに現れる結社とコミュニティの実例を見てきた。そこから得られる結論は、政治的なデモクラシーあるいはデモクラティックな生活様式を確立し、それらを維持しようとする場合には、結社とコミュニティの果たす役割がきわめて重要であるということである。逆にいえば、人びとがコミュニティを中心に考え、行動することが、デモクラシーを政治と生活のなかに活かすことになるのである。

すでに触れたように、トクヴィルの問題意識は、不可避的に進行するデモクラシーのなかでいかにして自由を保持するかにあり、彼はその方法の発見に腐心した。彼がアメリカ人のあいだに見出した解答は、弱まりゆく個人に代わって無数の結社 (association) を結成し、社会生活を組織化してゆくという方法であった。

またブアスティンは、アメリカの (デモクラティックな) 政治生活と文化全体を理解する鍵はコミュニティの観念と実践にある、そしてこの点こそ、近代の生活にたいするアメリカの貢献のなかでも、もっとも特徴的でありながら、もっとも気づかれることの少ないものである³⁵⁾、と述べている。

そして筆者もまた、アメリカにおける刑罰の科し方のなかに、コミュニティ重視の考え方を見る思いがする。たとえば、イラン・コントラ事件のオリバー・ノース被告や野球賭博事件のピート・ローズ被告にたいする判決が、禁固刑や罰金刑のほかに、コミュニティ奉仕を義務づけたという報道に接するときなどがそうである。こうした判決の根底にある考え方は、コミュニティのなかに身を置くことこそ、更生と人間性回復のためのもっとも有効な方法であり、またコミュニティ自身もそれに手を貸すことによって豊かになるという信念である。ちなみに最近の日本でも、法制審議会の小委員会などにおいて、刑罰の科し方をコミュニティとの関係で考えなおそうとの兆候が出てきている³⁶⁾。人間とコミュニティとの密接なかかわりに思いをいたすとき、こうした動向は歓迎されるべきであろう。

さて、以上のアメリカのコミュニティ論を政治思想史のなかにおいてみると、そこからどのようなアメリカの政治的特質が見えてくるであろうか。どのような政治的意味を読みとれるであろうか。とくに社会構造と政治スタイルとの対応関係に焦点を合わせながら、次巻においてそれらの問題を検討する。

(未完)

文 献

- 1) 『名古屋工業大学紀要』, 第46巻 (1994年) 所収。
- 2) 福沢諭吉『文明論之概略』(岩波書店, 1980年), 37ページ。
- 3) アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』(中央公論社『世界の名著・第33巻』斎藤真訳, 1970年), 504ページ。
- 4) トクヴィル, 前掲書, 534ページ。
- 5) トクヴィル, 前掲書, 515ページ。
- 6) トクヴィル, 前掲書, 537ページ。
- 7) 詳細は、橋本富郎『人権と国家——民主主義に万歳二唱』(風媒社, 1989年), 119-120ページを参照。ちなみに、『ザ・フェデラリスト』第25篇のなかにも、人間の習性と法との関係について優れた洞察が披瀝されている。「人間事象のごく自然な経験の道理に反するような、およそ行きすぎの政策はおのずから破綻を来すものである。…国民は、その本質上社会の必要と相矛盾すると思われるような規則や公理は、ほとんどこれを顧みない…。賢明な政治家ならば、およそ守られそうもないような制約をもって、政府を拘束するようなことはまずしないであろう。というのは、基本的な法律に対する侵犯は、必要上やむをえず行われたものであれ、いかなるものでも、およそ為政者の胸中に深くおかれるべき憲法に対する厳粛なる尊敬心を傷つけるものであり、…法律を侵犯してよいという先例になりかねないことを、よくわきまえているからである。」ハミルトン, ジェイ, マディソン『ザ・フェデラリスト』(『世界の名著・第33巻』所収, 前掲書), 359-360ページ。
- 8) トクヴィル, 前掲書, 538ページ。
- 9) トクヴィル, 前掲書, 544ページ。
- 10) トクヴィル, 前掲書, 543-544ページ。
- 11) アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』(岩永健吉郎・松本礼二訳, 研究社, 1972年), 105-106ページ。
- 12) トクヴィル, 前掲書, 110ページ。
- 13) トクヴィル, 前掲書, 105ページ。
- 14) トクヴィル, 前掲書, 108-109ページ。
- 15) ダニエル・ブアスティン『現代アメリカ社会——コミュニティの経験』(橋本富郎訳, 世界思想社, 1990年), 65-68ページ。

- 16) ブアスティン, 前掲書, 51ページ。
- 17) ダニエル・ブアスティン『過剰化社会——豊かさへの不満』(後藤和彦訳, 東京創元社, 1980年), 206-207ページ。
- 18) アメリカ学会訳編『原典アメリカ史・第一巻』(岩波書店, 1950年), 122ページ。
- 19) ブアスティン『現代アメリカ社会』, 前掲書, 73-74ページ。
- 20) ブアスティン, 前掲書, 4ページ。
- 21) ヨハン・ホイジンガ『アメリカ文化論——個人と大衆』(橋本富郎訳, 世界思想社, 1989年), 31ページ。
- 22) アメリカ古典文庫第一巻『ベンジャミン・フランクリン』(池田孝一訳, 研究社, 1975年), 34-35ページ参照。
- 23) ブアスティン, 前掲書, 87ページ参照。
- 24) 以下, 「(3) 政治的結社——秘密クラブから政党へ」の執筆については, ホイジンガ, 前掲書, 32-34ページに多くを負っている。
- 25) トマス・ジェファソン「書簡選集」(『世界の名著・第33巻』所収, 前掲書), 283ページ。
- 26) トマス・ジェファソン『ヴァージニア覚え書』(中屋健一訳, 岩波書店), 263-268ページ。
- 27) たとえば, ジェファソン「書簡選集」, 前掲書, 287ページ参照。
- 28) ジェファソン, 前掲書, 302ページ。
- 29) ブアスティン, 前掲書, 68ページ。
- 30) 田中英夫『アメリカの社会と法』(東京大学出版会, 1972年), 68-69ページ。
- 31) 田中英夫, 前掲書, 62-63ページ参照。たとえば田中は, 都市計画は基本的かつ第一次的に個々のコミュニティが作成するものだとし, つぎのような例を挙げている。ある一定の地域の住民が《不動産用法制限約款》を結ぶことによって, ここにはアパートを建ててはならないとか, 住宅用敷地は最低1エーカー(約4千平方メートル)とするとかというような取り決めを結び, それに物権的な効力を与えて, 以後の土地購買者を拘束することができる, という。66-67ページ参照。
- 32) トニー・パーカー『アメリカの小さな町』(橋本富郎訳, 晶文社, 1993年), 134-135ページ。
- 33) パーカー, 前掲書, 37-38ページ。
- 34) ジェファソン, 「書簡選集」, 前掲書, 282ページ。
- 35) ブアスティン, 前掲書, 69-70ページ参照。
- 36) ノース被告には1200時間の, ローズ被告には1000時間の, それぞれコミュニティ奉仕活動が義務づけられた。ちなみに, 1992年1月7日付けの毎日新聞は『罰金払えぬ被告——ボランティアしなさい』との見出しのもとに, こうした動きについて大意つぎのように報道している。「被告人が罰金を払えないときは, その分ボランティアをしなさい——こんな制度を導入できないかと, 法制審議会(法相の諮問機関)の刑事法部会財産刑検討小委員会で論議されている。罰金刑に代えて, 公園や学校の清掃, 遺跡の発掘作業の手伝い, 老人ホームでの奉仕活動などに従事させる。その狙いのひとつは, 罰金未納者を労役場に留置するよりも, 地域社会(コミュニティ)で更生の機会を与えるほうが望ましい, というにある。」